

総合研究大学院大学附属図書館規則

〔平成11年3月24日〕
規則第6号

一部改正 15.6.20/16.4.14
18.6.6/20.3.27
21.3.25

総合研究大学院大学附属図書館規則（平成4年11月16日規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、総合研究大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第5条第3項の規定に基づき、総合研究大学院大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）の組織及び管理運営について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「附属図書館」とは、学則第3条に規定する大学本部に置く図書館（以下「本部図書館」という。）並びに学則第1条に規定する機構等法人及び基盤機関が設置する図書室のうち第5条に規定する図書室（以下「基盤図書室」という。）をいう。

（適用範囲）

第3条 この規則は、前条に規定する基盤図書室の組織及び管理運営については適用しない。

（目的）

第4条 附属図書館は、総合研究大学院大学（以下「本学」という。）の職員及び学生等の利用に供し、図書館資料を収集、整理及び蓄積するとともに、本部図書館及び基盤図書室との緊密な関係及び協力の下に、学術情報利用の円滑化に必要な活動を行うことによって、本学の教育研究活動を推進することを目的とする。

（基盤図書室の範囲）

第5条 学則第5条第2項の規定に基づき、基盤図書室の範囲を次のように定める。

- (1) 国立歴史民俗博物館図書室
- (2) 国文学研究資料館情報事業センター図書館
- (3) 国際日本文化研究センター図書室
- (4) 国立民族学博物館図書室
- (5) 国立天文台図書室
- (6) 核融合科学研究所図書室

- (7) 大学共同利用機関法人自然科学研究機構岡崎情報図書館
- (8) 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構図書室
- (9) 国立極地研究所情報図書室
- (10) 国立情報学研究所図書室
- (11) 統計数理研究所図書室
- (12) 国立遺伝学研究所図書室
- (13) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究本部図書室

(館長)

第6条 附属図書館に、館長を置く。

- 2 館長は、附属図書館の管理及び運営を掌理する。
- 3 館長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(所掌業務)

第6条の2 附属図書館は、次に掲げる所掌業務を処理する。

- (1) 附属図書館の運営に係る企画及び調査並びに連絡調整に関すること。
- (2) 附属図書館本部図書館（以下「本部図書館」という。）と基盤機関の図書室との関係及び協力に関すること。
- (3) 本部図書館資料の収集、整理及び提供に関すること。
- (4) 本部図書館資料の相互利用及び文献複写に関すること。
- (5) 本部図書館におけるレファレンスに関すること。
- (6) 学術情報資料のデータベース化に関すること。
- (7) 所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。

(審議機関)

第7条 附属図書館の運営に関する重要事項は、運営会議において審議する。

(図書館資料)

第8条 図書館資料は、次の各号に掲げる区分により収集、整理及び蓄積するものとする。

- (1) 図書
 - ア 一般図書
 - イ 指定図書
 - ウ 参考図書
 - エ 特殊図書
 - オ 貴重図書
- (2) 新聞、雑誌その他逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他の資料

(寄贈図書)

第9条 附属図書館は、図書の寄贈を受けることができる。この場合、図書を寄贈する者が特に希望するときは、特定の「文庫」として取扱うことができる。

(寄託図書)

第10条 附属図書館は、図書の寄託を受けることができる。

2 前項の規定により受け入れた寄託図書は、第8条に規定する図書館資料の区分により取扱うものとする。

(図書館の利用)

第11条 本部図書館の利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

2 基盤図書室の利用に関し必要な事項は、基盤図書室を設置する機構等法人又は基盤機関の定めによる。

(文献の複写)

第12条 附属図書館が受託する文献複写に関し必要な事項は、館長が別に定める。

(事務)

第13条 附属図書館の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、附属図書館の管理運営に関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成11年3月24日から施行する。

2 削除

附 則（平成15年6月20日規則第7号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月14日大学規則第4号）

1 この規則は、平成16年4月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成18年6月6日大学規則第2号）

この規則は、平成18年6月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月27日大学規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日大学規則第1号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定にかかわらず、総合研究大学院大学学則の一部を改正する学則（平成21年学則第1号）附則第2項に規定する文化科学研究科メディア社会文化専攻が存続するまでの間、基盤図書室の範囲には、放送大学附属図書館を含むものとする。